

令和2年度第2回誰もが共に暮らすための市民会議 議事録（会場開催）

日時：令和2年11月24日（火） 14：00～16：00
場所：浦和コミュニティセンター 多目的ホール

次第

1. 開会
 - ・課長挨拶
 - ・本日のテーマの説明
 - ・市民会議の進め方
2. 議題
 - ・グループ討議（班ごとの話し合い）
 - 自己紹介
 - 次期障害者総合支援計画について
 - コロナ禍において生じた困りごとについて
3. 閉会
 - ・まとめ

配布資料

- 1 令和2年度 第2回誰もが共に暮らすための市民会議資料
- 2 参考資料1 さいたま市障害者総合支援計画案（案）
- 3 参考資料2 令和2年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議 主な意見（書面開催）
- 4 参考資料3 令和2年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議アンケート結果
- 5 令和2年度第2回市民会議 アンケート

1. 開会**（事務局）**

皆様大変お待たせいたしました。お時間となりましたので、「令和2年度第2回誰もが共に暮らすための市民会議」を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、市民会議にご出席くださいます。誠にありがとうございます。私は、本日司会を務めます、障害政策課の射場と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、前方で手話通訳を行っておりますので、見えづらい方がいらっしゃいましたら、見やすい位置に移動していただいても結構でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず本日の会議資料の確認をさせていただきます。

資料につきましては事前に、郵便でお送りしておりますが、5点ございまして、まず、1点目が「令和2年度 第2回誰もが共に暮らすための市民会議資料」、といたしまして、

「次第」、「手引き」、「書面会議について」、「第1回市民会議のテーマに対する主な意見について」、「次期障害者総合支援計画案（案）について」、「コロナ禍において生じた困りごと」ワークシートと、あわせてA4版7枚となっております。

2点目が参考資料1といたしまして、「さいたま市障害者総合支援計画案（案）」で、厚めの冊子でございます。

3点目が参考資料2といたしまして、「令和2年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議 主な意見（書面開催）」、A4版左上ホチキス止めのものでございます。

4点目が参考資料3としまして、「令和2年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議 アンケート結果」、A4版両面刷り1枚のものでございます。

5点目がA4の1枚紙「令和2年度 第2回市民会議 アンケート」でございます。

なお、アンケートにつきましては、本日の市民会議終了後に、受付で回収いたしますので、ご提出のほどよろしくお願ひいたします。

また、本日ご回答が難しい場合には、アンケート用紙の裏面にございますとおり、送付先へのFAXやメール、市ホームページのアンケート回答フォームなどでもご回答いただけるようになっております。

回答の締め切りは、令和2年11月27日の金曜日とさせていただきますので、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

以上5点が、お送りした資料となります。皆様、不足等はございませんでしょうか。

それでは、開会にあたりまして、障害政策課長の太田より、ご挨拶を申し上げます。

■課長挨拶

（太田障害政策課長）

皆様、こんにちは。さいたま市障害政策課長の太田でございます。

本日は、大変お忙しい中、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が心配される中、令和2年度第2回誰もが共に暮らすための市民会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、7月に書面会議という形で開催いたしました、第1回市民会議では、次期障害者総合支援計画素案（案）について、皆様から貴重なご意見を数多くお寄せいただき、誠にありがとうございました。引き続き、本日も次期障害者総合支援計画策定に向けて、皆様からご意見を頂戴したいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでの生活が一変いたしました。皆様におかれましても、日々の暮らしの中で、様々な困りごとが生じていることと思ひます。

本日の市民会議では、2つ目の議題として、「コロナ禍において生じた困りごとについて」として、皆様に意見交換していただきたいと考えております。こちらにつきましては、本日皆様からいただいたご意見や、書面等でいただいたご意見をもとに、第3回以降の市民会議において、いわゆる「新しい生活様式」を踏まえ、どういった配慮や支援が必要なのか、また、広く市民の方へどのように伝えていけばよいかなどについて、ご意見をお伺ひする予定です。

本日は、限られた時間ではございますが、ご参加の皆様方におかれましては、ぜひ有意義な議論の場としていただきますようお願いいたします。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

■テーマの説明について

■「次期障害者総合支援計画について」

(事務局)

それでは、本日一つ目のテーマ「次期障害者総合支援計画について」説明いたします。

「令和2年度 第2回誰もが共に暮らすための市民会議資料」の上から5枚目、「第1回市民会議のテーマに対する主な意見について」をご覧ください。7月に書面開催いたしました、第1回市民会議におきまして、皆様からたくさんのご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。お時間の都合上、説明は省略させていただきますが、皆様からいただきましたご意見を取りまとめまして、8月に開催した障害者政策委員会に報告し、政策委員会の皆様からいただいた主なご意見をまとめましたので、後程ご覧ください。

皆様からのご意見や、障害者政策委員会等のご意見を踏まえまして、素案を作成したところでございます。この素案につきましては、9月の市議会に報告させていただきます。その後、10月5日から11月6日にかけて、パブリックコメントを実施し、広く市民の方からご意見を頂戴したところでございます。

なお、パブリックコメントにつきましては、現在集計中でありまして、本日皆様にご報告等することはできませんが、ご容赦いただきますようお願いいたします。

今後につきましては、本日の皆様のご意見、来年1月に開催いたします、障害者政策委員会等のご意見を踏まえまして、来年2月の計画策定を目指してまいりたいと考えております。それでは、計画案(案)について説明させていただきます。

参考資料1「さいたま市障害者総合支援計画案(案)」をお願いいたします。こちらは、事前に皆様へ送付しておりますが、相当のページ数になっておりますので、ご意見が多かった事業や、次期計画から新たに掲載する事業など、かいつまんで説明をさせていただきます。なお、説明にあたっては、計画案(案)のページを申し上げて説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

まず、計画の概要について説明いたします。現行計画と同じく3章立てで、第1章が総論、第2章は各論として各事業を掲載し、第3章は第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画となっております。

参考資料1「さいたま市障害者総合支援計画案(案)」の2ページをご覧ください。(2)計画の位置づけですが、障害者基本法に規定する「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に規定する「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に規定する「市町村障害児福祉計画」、本市のノーマライゼーション条例に基づく施策を推進する計画としての4つの位置づけをもつ計画を一体的に策定するものです。

続きまして、4ページをご覧ください。(3)計画の期間ですが、国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の計画期間に準じ、令和3年度から令和5年度までの3年間といたします。

また、(4)計画策定の視点につきましては、前期計画からの継続性を考慮し、前期計画の3つの視点を継承しております。

続きまして、6ページをご覧ください。(5)障害者施策の推進体制として、市の附属機関である「障害者政策委員会」、市民が障害者施策について、相互に意見交換を行っていただく、この「市民会議」、そして「さいたま市障害者施策推進本部」を中心とする市が、相互に連携し、幅広い市民の皆様にご参画いただきながら、施策を進めていくこととしております。

少しページが飛びますが、54ページをお願いいたします。「誰もが権利の主体として、安心して地域で生活できる社会の実現をめざして」を基本方針とし、4つの基本目標のもと、16の基本施策、94の実施事業を位置付けています。いずれの基本目標につきましても基本方針と同様に、現行計画からの継続を基本としています。55ページから61ページにかけて、個別事業として94の事業を一覧にして掲載しておりますので、後程ご覧ください。

続きまして、63ページをお願いいたします。第2章各論、基本目標1の基本施策(1)「障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進」でございます。こちらに関しましては、皆様や政策委員会等におきまして、多くのご意見をいただいているところです。

また、この後2つ目の議題として、皆様に話し合ってくださいますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、生じた困りごと等もあるかと思えます。

本市といたしましても、ノーマライゼーションの理念の普及啓発を目的して開催しているイベント、「障害者週間」市民のつどい」や「ノーマライゼーションカップ」を、今年度は、オンラインを活用したイベントとするなど、いわゆる「新しい生活様式」を踏まえた、周知啓発に努めているところです。引き続き、皆様のご意見をお伺いしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、生じた困りごと等を含め、必要としている支援や配慮などが、より効果的に伝わる方法等を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、81ページをお願いいたします。基本目標2の基本施策(3)「障害者の居住場所の確保」でございます。こちらにつきましても、特にグループホームの整備の促進に関しまして、皆様をはじめ、障害者政策委員会やパブリックコメント等におきまして、「医療的ケアや強度行動障害などの重度障害者を受け入れるグループホームが少ない。」など、非常に多くのご意見をいただいております。

本市といたしましても、障害のある方が、その障害種別や程度にかかわらず、自ら選択した地域で暮らすために、グループホームの整備は大変重要な課題として認識しており、引き続き国庫補助金を活用したグループホームの整備、特に、医療的ケアや強度行動障害などの重度障害者を受け入れるグループホームの整備を促進してまいりたいと考えております。

次に、83ページをご覧ください。基本施策(4)「相談支援体制の充実」ですが、昨年度実施した本計画策定にかかるアンケート調査において、「どこに相談してよいかわからない。」や、「相談窓口の数を増やすだけでなく、相談窓口に関する周知や質の確保についても取り組んでほしい。」といったご意見をいただいております。今後も、国や県等の専門機関や相談支援事業所などの関係機関との連携を強化し、相談支援体制のより一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

ここで、84ページの一番下の、「⑦福祉の複合的な課題に係る相談支援体制の充実」についてですが、こちらは今年度から、モデル事業として、浦和区役所福祉課内に相談支援包括化推進員を配置し、福祉の複合的な課題を抱える市民に対応することを目的として、実施している取組でございますが、この取組を市内の全区役所に広げていくとともに、各相談支援機関が情報共有・支援調整を行う場を主催する等の取組を通じて、包括的な支援体制の構築を目指すことといたしまして、次期計画に新規事業として掲げております。

続きまして、86ページをご覧ください。基本施策(5)「人材の確保・育成」ですが、こちらにつきましても、「障害福祉分野に関わる人材が不足しており、定着率も低い。」や、

「障害福祉分野で働きたいと思えるよう、もっと仕事の魅力ややりがい等を伝える取組が必要。」といった、非常に多くのご意見をいただいております。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催することはできませんでしたが、関係機関等と連携し、障害福祉の魅力を発信する就職面談会を実施するなど、障害福祉分野に関わる人材の確保や定着にかかる支援を行ってまいりたいと考えております。

また、1枚おめくりいただき、88ページをお願いいたします。「⑩視覚障害者等用資料を作製する人材の育成」ですが、こちらは、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律、いわゆる読書バリアフリー法の制定を踏まえ、視覚障害をはじめとした発達障害、肢体不自由等の障害により、読書が困難な方に対する配慮がなされた書籍等の量的拡充や質の向上を図るため、講習会等を実施、点字・点訳・デジ版等の資料を作製するボランティアを育成していくということで、次期計画に新規事業として掲げております。

次に、93ページをご覧ください。基本目標3の基本施策(2)「障害者の就労支援」でございます。こちらにつきましても、多くご意見をいただいております。障害者総合支援センターを拠点とした就労支援を引き続き行っていくとともに、個々の障害特性に応じ、国や県等の専門機関と連携を図りながら、就労支援に取り組んでまいりたいと考えております。

また、94ページになりますが、「⑥重度障害者の就労支援事業」でございます。こちらは、重度障害者の日常生活に係る支援を、在宅における就労中にも行うことで、重度障害者の就労機会の拡大に資するものとして、令和元年度から本市の単独事業として実施しておりましたが、今年度10月から拡充された、国の支援施策を活用し、引き続き実施していくこととし、次期計画に新規事業として掲げております。

続きまして、少しページが飛びますが、109ページ以降が、第3章、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画となります。

こちらは、障害者総合支援法に基づく計画となり、国が定める基本方針に沿い、各障害福祉サービスなどの具体的な数値目標や見込量を記載する部分です。本日は、お時間の都合上、割愛させていただきます。

また、本日はお示しできませんが、巻末には資料編として、本計画策定にかかる関連法令、条例等を掲載する予定でございます。

なお、資料の6枚目、「次期障害者総合支援計画案(案)について」という資料となりますが、第1回市民会議や政策委員会等におきまして、ご意見が多かった事業の掲載箇所につきまして、表のとおりまとめさせていただきました。本日、皆様が話し合いを行っていただく上で、ご活用いただければ幸いです。

次期障害者総合支援計画案(案)についての説明は以上となります。

■コロナ禍において生じた困りごとについて

続きまして、二つ目のテーマである「コロナ禍において生じた困りごと」について、説明いたします。

「令和2年度第2回誰もが共に暮らすための市民会議資料」の7枚目、「コロナ禍において生じた困りごと」ワークシートをご覧ください。このワークシートを参考に、日常生活におけるどのような場面で、どのような出来事があったのかを、それぞれお聞かせいただければと思います。ここで、話し合いを行っていただく上での参考として、これまでの本市の取り組みについてご報告いたします。

1つ目は、障害福祉サービス事業所等に対するマスク、消毒液の配布についてですが、3月から7月にかけて、それぞれ4回ずつ配布いたしました。

2つ目は、障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業補助金についてです。こちらの事業は、障害者福祉施設が新型コロナウイルス感染拡大防止のために購入する衛生用品等の費用に対し、1施設あたり5万円を上限として補助を行うものでございます。昨年度に一回目を行い、今年度は二回目を実施したところです。

3つ目は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生産活動収入が相当程度減少している就労継続支援A・B型事業所に対しまして、生産活動の再起に向けて必要となる費用等について、50万円を上限に補助金を支給する事業を行っております。事業所の存続を下支えすることを通じて、障害者の働く場や、賃金・工賃の確保を図る事業でございます。補助対象期間は、令和2年4月から10月まで、申請受付は9月から12月までを予定しております。

4つ目は、就労継続支援B型事業者における障害者の工賃の支援についてです。こちらの事業は、本市の単独事業で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生産活動の縮小に伴い、工賃が減少した就労継続支援B型で働く障害者に対し、月額1万円を上限に工賃減少額の8割を支給するものです。補助対象期間を令和2年4月から12月までとしております。

また、介護者等のいわゆるケアラーが新型コロナウイルス感染症に感染し、入院等をした場合の障害者の受け入れ先として、県内2か所の施設が用意されております。こちらは、埼玉県の実施する事業ですが、さいたま市の方も利用できるサービスとなっております。

以上が、新型コロナウイルス感染症対応についての報告となります。

なお、このテーマは、今回の市民会議のみならず、第3回以降も皆様からご意見を伺っていく予定です。まずは、コロナ禍において、皆さんが実際に経験された出来事などを出し合ってください、その事例を事務局でとりまとめ、次回以降の市民会議において、その事例に対してどのような配慮が必要なのか、また、広く市民の方へどのように伝えていけばよいかなどについて話し合う予定ですので、よろしく申し上げます。

■市民会議の進め方

(事務局)

最後に、市民会議の進め方について、ご説明させていただきます。「令和2年度 第2回 誰もが共に暮らすための市民会議資料」の3枚目、「誰もが共に暮らすための市民会議の手引き」をご覧ください。

資料の中程の「3. 話し合いルール」をご覧ください。本日はお時間の都合で一つ一つ読み上げることはいたしません、①～⑦にありますとおり、みなさんで、より良い話し合いを行い、会が実りあるものになるようにご協力をお願いいたします。

話し合いは、15時35分までになります。途中、14時55分から10分間の休憩と換気の時間を取ります。各議題に対する時間配分等は、ファシリテーターの方にお任せしたいと存じます。話し合い終了後に、10分間の休憩と換気の時間を挟んで、15時45分から、ファシリテーターの方に、グループでのご意見を発表していただきます。

それでは、グループでの話し合いを始めてください。

2. 議題

(事務局)

それでは、お時間となりましたので、各グループのファシリテーターの方にグループでの話し合いの概要を発表していただきます。時間の都合上、全ての方のご意見を発表していただくことはできませんが、皆様から頂戴したご意見は各グループの書記が記録しておりますので、後日会議録を作成させていただきます。

各グループ発表

会場開催及び書面開催でいただいたご意見については、すべて別紙 参考資料3 「令和2年度第2回誰もが共に暮らすための市民会議 意見まとめ」に掲載しています。

3. 閉会

■まとめ

(事務局)

ファシリテーターの皆様、ありがとうございました。

皆様、今一度、ファシリテーターの方に盛大な拍手をお願いいたします。

最後に、先程皆様に配布させていただいた、「障害者週間」市民のつどいについて、ご案内させていただきます。こちらは、例年、「障害者週間」にあわせ、浦和コミュニティセンターと浦和駅東口駅前市民広場で開催しておりましたが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、いわゆる「新しい生活様式」を踏まえた、オンライン配信を活用した開催に替えさせていただきました。チラシの裏面にありますとおり、さいたま市ホームページ、及び、さいたま市障害者協議会 YouTube チャンネルで障害者協議会に所属されている障害者団体の日常の活動や、障害者によるダンスや演奏動画などを、12月3日から12月31日まで配信する予定ですので、ぜひご覧いただければ幸いです。

なお、ホームページにつきましては、明日25日（水）から開設予定です。動画等の配信は12月3日以降となりますが、皆様にお配りしたチラシ等を添付し、「障害者週間」市民のつどいに関する周知啓発を行う予定ですので、あわせてご覧ください。

それでは、以上をもちまして、「令和2年度第2回誰もが共に暮らすための市民会議」を終了いたします。

なお、ご記入いただきましたアンケート用紙は、会場の出口付近で回収しておりますので、ご提出をお願いいたします。

本日は、お忙しい中、ご参加いただき、誠にありがとうございました。お忘れ物のないよう、お気をつけてお帰り下さい。